



HPはこちら

夏季手当シリーズ① 初めての「緊急事態宣言」から1年

職種や地域を超えて必要な賃金や手当を考えよう！

この1年間、政府は「緊急事態宣言」を2度発令し、自治体も繰り返し「都道府県をまたぐ移動を控えて」と要請するなど「人の流動」を自粛するよう国民に求め続けています。

2020年4月7日 (令和2年)	東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に「緊急事態宣言」を発令
4月16日	「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大
5月14日	北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫の8つの都道府県を除く、39県で「緊急事態宣言」を解除
5月21日	大阪、京都、兵庫の3府県で「緊急事態宣言」を解除。 東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の5都道県は「緊急事態宣言」を継続（5都道県は5月25日に解除）
2021年1月8日 (令和3年)	東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏4都県に「緊急事態宣言」を再発令
1月14日	大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木の7府県に「緊急事態宣言」を再発令。2月7日に栃木県のみ解除し、10都府県は1ヶ月間延長すると決定（首都圏1都3県以外は2月28日に解除）
3月6日	首都圏1都3県の「緊急事態宣言」を3月21日まで延長することを決定
3月21日	首都圏1都3県の「緊急事態宣言」を解除

4月16日現在では「第4波」といわれる感染拡大が懸念されている

私たちは2度の「緊急事態宣言」や「県をまたぐ移動の自粛要請」の最中においても鉄道を動かし続け、

- ★「緊急事態宣言」発令中の地域で業務をせざるを得ない！
- ★業務上、都道府県をまたぎ「緊急事態宣言」地域と往来しなければならない！

社員が数多くいるのです！

「社会的使命」を考慮した手当について職場から議論を巻き起こそう！